

件名	愛媛県恩給条例等の一部を改正する条例
主管課	水産課（人事課職員厚生室）
根拠法令等	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）
<p>【改正の概要】</p> <p>漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）により漁業法が改正され、条ずれ等軽微な変更が生じたことから、同法を引用する条例について関係条項を改めるものである。</p> <p>○改正条例（4条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号） ・愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年愛媛県条例第26号） ・愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号） ・愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例（平成15年愛媛県条例第39号） 	
施行日	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日
<p>【その他参考事項】</p>	